

全国高P連賠償責任補償制度のご案内

この保険契約は一般社団法人全国高等学校PTA連合会を契約者とする「PTA賠償責任保険」の団体契約であり、保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は一般社団法人全国高等学校PTA連合会が有します。

1 補償の対象となる事故例

生徒(児童を含む。以下同様)の行為に起因する賠償責任(児童・生徒賠償責任担保条項)

自転車に乗って、誤って人にぶつかってケガをさせた



トレーニングの為に路上を走っていて誤って他人にぶつかってケガをさせた

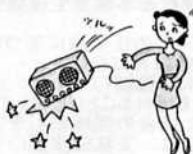


社会奉仕活動中に誤って人をケガさせた



買い物中に誤って店の商品を壊した

PTA活動に起因する賠償責任(PTA管理者賠償責任担保条項)



PTA総会で使用するために借用した設備を誤って落として壊した

PTAの催しで会場設備の不備により来場者にケガをさせた



2 対象となる事故の範囲

	補償を受けることができる方(被保険者)	補償の範囲
児童・生徒賠償責任担保条項	生徒 ※本制度は生徒の行為により、親権者等の法定監督義務者の方が責任を負う場合も補償の対象となります。	日本国内における生徒の行為に起因する賠償責任(24時間) ・生徒に過失があった場合が対象となります。(インターンシップ中・ボランティア活動中・課外授業中の賠償事故も、生徒に過失があれば対象となります。) ◇学校管理下での事故→学校管理下での事故の場合、生徒だけでなく、学校も管理責任を問われるケースが多いと考えられます。本保険で対象とするのは生徒が法律上の賠償責任を負った部分のみとなりますのでご注意ください。生徒の過失が認められた部分については学校管理下であっても補償の対象となります。
PTA管理者賠償責任担保条項	P T A	日本国内におけるPTA活動(注)の遂行に起因する賠償責任(PTA管理下中)

(注)「PTA活動」とは、PTAが企画・立案し主催する学習・実践活動でPTA総会、運営委員会における決定などPTA会則に基づく正規の手続きを経て決定されたものをいいます。なお、PTA活動へ参加するための所定の場所と自宅との往復途上はPTA管理下に含まれませんので補償されません。

3 補償の内容

	補償の対象となる場合	補償の対象とならない場合(主なもの)
児童・生徒賠償責任担保条項	補償期間中に、生徒の行為によって他人の身体・生命を害したり、他人の財物を損壊し、生徒またはその親権者等の法定監督義務者が、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。 【ご注意】 ◇けんかによる加害事故→けんかによる加害事故については多くの場合、本人の故意によるものとみなされ、補償の対象とならないケースがあります。 ◇アルバイト中の事故→会社や店で業務に従事中に発生した賠償責任は使用者である会社側が負うのが一般的ですが、生徒の過失が認められた部分については補償の対象となります。	①保険契約者、被保険者の故意 ②戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議 ③地震、噴火、洪水、津波または高潮 ④自動車、原動機付自転車もしくは航空機または船舶・車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)または銃器の所有、使用、管理に起因する賠償責任 ⑤被保険者と同居する親族または被保険者と生計を共にする別居の親族に対する賠償責任 ⑥他人からの借用品・預かり品に対する賠償責任(例:借用中のパソコンを壊した) ⑦被保険者の心神喪失に起因する賠償責任 ⑧日本国外で生じた事故に起因する損害 ⑨他人との特別の約定により加重された賠償責任 等
PTA管理者賠償責任担保条項	(1) 補償期間中に、PTA活動の遂行に起因し他人にケガをさせる等他人の身体・生命を害したり、他人の財物を損壊したことにより、PTAが法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。 (2) 補償期間中に、PTAが使用・管理する第三者から借用したスポーツ用具等の財物をPTA会員および生徒が損壊または紛失し、もしくは盗まれたことにより、PTAが法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。	①保険契約者、被保険者の故意 ②戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議 ③地震、噴火、洪水、津波または高潮 ④自動車、原動機付自転車または車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)の所有、使用、管理に起因する賠償責任 ⑤PTAの占有を離れた物や飲食物に起因する賠償責任 ⑥日本国外のPTA活動で生じた事故に起因する損害 ⑦他人との特別の約定により加重された賠償責任 ⑧PTAが借用した保管物のかし、自然の消耗若しくは性質による破損または借用した保管物を貸主に返還して30日経過後に発見された保管物の破損に起因する賠償責任 ⑨PTAが所有、使用または管理する施設の修理、改築または取壊しなどの工事に起因する賠償責任 ⑩PTA活動終了後に行われたPTA活動以外の活動に起因する賠償責任 等 (注) ④⑤⑨は左記「補償の対象となる場合」の(1)の事故、⑧は(2)の事故にのみ適用されます。